

第 6 回「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」が 12 月 13 日（月曜日）16 時から厚生労働省専用第 18 会議室で開催された。



今回の議事は、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について」中間まとめ（案）について」であった。

事務局より中間まとめ（案）の説明が行われた後、審議が行われ、大筋で了承された。

審議では、

- ・ 医師が個別に判断することで介護職員等ができるたんの吸引について、「医療行為」からはずことができるのではないかと、法改正ではなく解釈通知での対応が可能ではないか。
- ・ 事故があった場合の、医師・看護師、事業所及び介護職員の責任はどうなるのか。
- ・ たん吸引、経管栄養以外に拡大することはあるのか。
- ・ 今まで行っていた要介護者等へのサービス提供ができなくなるような、また、介護現場の職員等に混乱が生じないようにしたい。また、そのための経過規程等の整備をお願いする。

などの発言があった。

（なお、若干の修文を経て最終報告となる予定である。）

座長からは、委員には納得しきれない部分もあるが、論理的に詰めていくと現場からどんどん離れていく。解決しなければ危なくて仕方がないところがある以上、国全体として総力をあげて新しい制度を作っていかななくてはならないというコンセンサスは得られたのではないかと。時間がない中で先送りをしないという考えの下、中間報告を取りまとめることができ、各委員の協力に感謝する旨の発言があった。

今後、試行事業の結果を検証のうえ、引き続き検討を行い、具体的な教育・研修内容等を検討するとともに、「社会福祉士及び介護福祉士法」等の法律改正を経て、平成 24 年度中の実施を目指すこととなる。

中間報告（案）の構成は次のとおり

- 1 はじめに
- 2 これまでの経緯

- 3 基本的な考え方
- 4 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の骨子
- 5 教育・研修のあり方
- 6 試行事業の検証

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（骨子）（案）の概要

1 介護職員等によるたんの吸引等の実施

- ・ たんの吸引等の実施のために必要な知識及び技能を身につけた介護職員等は、一定の条件の下に、たんの吸引等を行うことができる
- ・ 介護職員等が実施できる行為の範囲は、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

2 たんの吸引等を実施できる介護職員等の範囲

- ・ 介護福祉士
養成カリキュラムに基本研修及び実施研修を追加。既資格取得者には追加的研修
- ・ 介護福祉士以外の介護職員等
研修修了者は、修了した研修内容に応じて一定の条件下での実施

3 たんの吸引等に関する教育・研修

(1) たんの吸引等に関する教育・研修を行う機関

- ・ 既資格者等のたんの吸引等に関する教育・研修を行う機関を特定し、教育・研修内容や指導を行う者等の基準を設定、指導監督の仕組みを導入

(2) 教育・研修内容

- ・ 基本研修及び実地研修。実地研修は可能な限り施設、在宅等で実施
- ・ 教育・研修内容や時間数は既存の教育・研修歴等を考慮
- ・ 研修機関は、受講生の知識・技能の評価を行い、技能等が認められた場合のみ研修修了を認める
- ・ 不特定多数の者を対象とする教育・研修の内容と、特定の者を対象とする場合を区分する。特定の者を対象とする場合は、複数の累計を設ける
- ・ 教育・研修の時間数、カリキュラム等は、「試行事業」の結果を踏まえ検討

4 たんの吸引等の実施条件

- ・ 看護職員だけで十分なケアができない施設、在宅等として、医師・看護職員と介護職員等が適切な連携・協働が確保されていること
- ・ 介護職員等にたんの吸引等を行わせることができるものとして一定の基準を満たす施設・事業所等を特定
- ・ 医療機関は対象外
- ・ 安全確保に関する基準を設け、基準の遵守について指導監督の仕組みを導入
- ・ 医師・看護職員との連携内容、安全確保措置は「試行事業」の結果を踏まえ検討

5 制度の実施時期等

- ・ 平成 24 年度の実施を目指す。
- ・ 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が、新たな制度の下でも実施できるよう経過措置を設ける